平成２３年（フ）第３８２号
鹿児島県いちき串木野市上名271番地４
債務者　小瀬ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目79番１号
債務者　園尾　房男
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番32―45号
債務者　東郷　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目44番８号司アパート２階
債務者　寿山　良子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市石谷町2482番地16サンライフ21―101号
債務者　柳川　　通
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目51番３号コーポ柳田203号
債務者　鮫嶋　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市武３丁目２番18号松村ビル402号
債務者　樋渡　亮子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根611番地１北市営団地Ｂ―203
債務者　金城　広紀
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１３６号
青森県八戸市大字新井田字外久保１番地７
債務者　山田亜生子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
宮城県角田市角田字町41番地２
債務者　滝澤　龍輔（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８６号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字八幡前24番地６　コーポ八幡Ａ102号
債務者　菅野百合子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８９号
宮城県伊具郡丸森町字千刈場11番地
債務者　三坂　悦基
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６６号
長野県上田市上野344番地７、住民票上の住所長野県上田市殿城3958番地１
債務者　佐藤　寛子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５１号
長野県飯田市羽場赤坂2028番地78
債務者　奥山惠美子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１１１８号
京都市山科区大塚北溝町43―22、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町宮町1806番地
債務者　山田万里代
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１１号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅12棟405号
債務者　干場真優美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８９号
京都市南区西九条南田町10番地
債務者　小野美代子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係